入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成２５年３月８日

発注者

国立大学法人琉球大学長　　岩　政　輝　男

１．業務概要

（１）業務名称　琉球大学排水水質検査業務

（２）業務期間　平成２５年４月５日から平成２６年３月３１日まで

（３）業務場所

沖縄県中頭郡西原町字千原１番地（琉球大学千原団地構内）
沖縄県中頭郡西原町字棚原４９９番地（琉球大学千原団地構内）
沖縄県中頭郡西原町字上原２０７番地（琉球大学上原団地構内）
沖縄県国頭郡本部町字瀬底３４２２番地（琉球大学瀬底団地構内）
沖縄県八重山郡竹富町字上原８７０番地（琉球大学西表団地構内）

２．競争参加条件

（１）国立大学法人琉球大学会計実施規程（以下「実施規程」という。）第１４条第１項及び第２項の各号に該当しない者であること。

（２）実施規程第１３条第１項に定める資格を有し，平成２５年度九州・沖縄地域で「役務の提供等」の「Ａ，Ｂ，Ｃ又はＤ」等級に格付けされている者であること（平成２５年度に有効な一般競争参加資格「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し）。

（３）計量法に基づく計量証明事業者（濃度に係る事業（水中及び土壌中の物質））の登録がなされていること及び平成１４年度以降に「計量法」に基づく排水水質検査業務を元請けとして行った実績を有すること（登録証等及び契約書，業務内容が証明できる資料の写しを提出）。

（４）配置予定の業務責任者は，排水水質検査について５年以上の実務経験を有し，受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること（実務経験証明書及び健康保険被保険者証の写しを提出）。

（５）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に，文部科学省（「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」（平成１８年１２月２０日付け１８文科会第５９８号大臣官房会計課長通知に基づく）又は琉球大学長から取引停止を受けていないこと。

（６）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（７）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）

（８）沖縄県内に本社（本店），支店又は営業所が所在すること。

３．入札手続等

（１）担当部局

〒903-0213　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地
琉球大学 施設運営部 施設企画課 施設総務係
電話　０９８－８９５－８１７７
FAX　０９８－８９５－８０７７

（２）入札説明書・仕様書等の交付期間，場所及び方法

平成２５年３月８日から平成２５年３月１８日まで

上記３(1)に同じ。

入札説明書等の交付に当たっては，無料とする。入札説明書等の電子データは，国立大学法人琉球大学施設運営部ホームページ（http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp/）の調達関連情報よりダウンロードできる。

（３）参加表明の期限及び場所

平成２５年３月１８日　午後５時００分まで。

上記３(1)の場所に，上記２（２）～（４）が証明できる書類の写しを持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。ただし，土曜日，日曜日及び祝日を除く。

（４）入札執行の日時及び場所

平成２５年４月４日　午前１０時００分。琉球大学本部管理棟２階第一研修室にて行う。

４．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除。

②　契約保証金　納付。

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札，申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）落札者の決定方法

国立大学法人琉球大学会計実施規程第２０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし，落札者となるべき者の入札価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは，予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（５）契約書の要否

要。

（６）その他

郵便，電信等による入札は認めない。詳細は入札説明書，仕様書等による。

入　札　説　明　書

琉球大学排水水質検査業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については，関係法令に定めるもののほか，この入札説明書によるものとする。

１　公告日　　平成２５年３月８日

２　発注者　　国立大学法人琉球大学長　　岩　政　輝　男

３　業務概要等

(1) 業 務 名　　琉球大学排水水質検査業務

(2) 業務期間　　平成２５年４月５日から平成２６年３月３１日まで

(3) 業務場所　　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地（琉球大学千原団地構内）
沖縄県中頭郡西原町字棚原４９９番地（琉球大学千原団地構内）
沖縄県中頭郡西原町字上原２０７番地（琉球大学上原団地構内）
沖縄県国頭郡本部町字瀬底３４２２番地（琉球大学瀬底団地構内）
沖縄県八重山郡竹富町字上原８７０番地（琉球大学西表団地構内）

(4) 業務概要　　琉球大学千原団地他における排水水質の分析業務。

４　競争参加資格

(1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程（以下「実施規程」という。）第１４条第１項及び第２項の各号に該当しない者であること。

(2) 実施規程第１３条第１項に定める資格を有し，平成２５年度九州・沖縄地域で「役務の提供等」の「Ａ，Ｂ，Ｃ又はＤ」等級に格付けされている者であること（平成２５年度に有効な一般競争参加資格「資格審査結果通知書（全省庁統一資格)」の写し)。

(3) 計量法に基づく計量証明事業者（濃度に係る事業（水中及び土壌中の物質））の登録がなされていること及び平成１４年度以降に「計量法」に基づく排水水質検査業務を元請けとして行った実績を有すること（登録証等及び契約書，業務内容が証明できる資料の写しを提出)。

(4) 配置予定の業務責任者は，排水水質検査について５年以上の実務経験を有し，受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること（実務経験証明書及び健康保険被保険者証の写しを提出)。

(5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に，文部科学省（「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」（平成１８年１２月２０日付け１８文科会第５９８号大臣官房会計課長通知に基づく）又は琉球大学長から取引停止を受けていないこと。

(6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

なお，上記の関係がある場合に，辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは，競争加入者心得第１５条第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

①　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし，子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｲ)　親会社と子会社の関係にある場合

(ﾛ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし，(ｲ) については，会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｲ)　一方の会社の役員が，他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ﾛ)　一方の会社の役員が，他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8) 沖縄県内に本社（本店），支店又は営業所が所在すること。

5　担当部局

〒903-0213　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地

琉球大学 施設運営部 施設企画課 施設総務係

電話　０９８－８９５－８１７７

FAX　０９８－８９５－８０７７

6　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため，次に掲げるところに従い，資料を提出し，国立大学法人琉球大学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記４(2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い資料を提出することができる。この場合において，上記４(1)及び(3)～(8)に掲げる事項を満たしているときは，開札の時において上記４(2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお，期限までに資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は，本競争に参加することができない。

①　提出期間：　平成２５年３月８日から平成２５年３月１８日までの（土曜日，日曜日及び祝日を除く。）午前１０時から午後５時まで。

②　提 出 先：　上記５に同じ。

③　提出資料：　４(2)，(3)及び (4) が証明できる書類の写しを，提出場所へ持参，郵送（書留郵便に限る）又は託送する（提出期間内必着）ことにより行うものとする。

(2) 競争参加資格の確認は，資料の提出期限の日をもって行うものとし，その結果は平成２５年３月２６日までに通知する。

(3) その他

①　資料の作成及び提出に係る費用は，提出者の負担とする。

②　国立大学法人琉球大学長（担当者を含む）は，提出された資料を，競争参加資格の確認以外に，提出者に無断で使用しない。

③　提出された資料は，返却しない。

④　提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤　資料に関する問い合わせ先　上記５に同じ。

7　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は，国立大学法人琉球大学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について，次により説明を求めることができる。

① 提出期限： 平成２５年４月２日 午後５時
② 提 出 先： 上記５に同じ。
③ 提出方法： 書面により，琉球大学長に対して説明を求めることができる。
(2) 国立大学法人琉球大学長は，説明を求められたときは，平成２５年４月９日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書等に対する質問
(1) この入札説明書等に対する質問応答は，次により行う。
① 提出期間： 平成２５年３月９日から平成２５年３月２６日まで。持参する場合は，上記期間の日曜日，土曜日及び祝日を除く毎日の午前１０時から午後５時まで。
② 提 出 先： 上記５に同じ。
③ 提出方法： 質問の有無に関わらず，ＦＡＸ又は持参し提出すること。また，質問がある場合は，ＦＡＸで送信済みの本紙を郵送又は入札時に持参し提出するものとする。
(2) (1)の質問に対する回答書は上記５の掲示板及び国立大学法人琉球大学施設運営部ホームページ（http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp/）の調達関連情報にて閲覧に供する。
① 期 間： 平成２５年３月２９日から平成２５年４月３日まで（日曜日，土曜日及び祝日を除く）の午前１０時から午後５時まで。

9 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 ： 平成２５年４月４日 午前１０時００分
(2) 場所 ： 沖縄県中頭郡西原町字千原１番地
琉球大学本部管理棟２階第一研修室
(3) その他 ： 競争入札の執行に当たっては，国立大学法人琉球大学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10 入札方法等
(1) 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の 100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 入札執行回数 制限無し。
(3) 開札をした場合において，競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度の入札を行うことがある。ただし，直ちに再度の入札を行うことができないときは，国立大学法人琉球大学長が指定する日時において再度の入札を行う。

11 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 免除。
(2) 契約保証金 納付（履行保証保険契約の締結を行った場合は，契約保証金を免除するものとする。）。

12 内訳書の提出 なし。

13　開札

開札は，９に掲げる日時及び場所において，入札者又はその代理人及び入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

14　入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札，申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊仕様書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし，無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお，国立大学法人琉球大学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても，開札の時において上記４に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

15　落札者の決定方法

国立大学法人琉球大学会計実施規程第２０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし，落札者となるべき者の入札価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは，予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

16　契約書作成の要否等

別紙契約書（案）により，契約書を作成するものとする。国立大学法人琉球大学長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ，当該契約は確定しないものとする。

17　支払条件

請負代金の支払いは，別紙契約書（案）による。

18　再苦情申立て

(1) 国立大学法人琉球大学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は，上記７(2) の回答を受けた日の翌日から起算して７日（土曜日，日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により国立大学法人琉球大学長に対して，再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申し立てについては，入札監視委員会が審議を行う。

(2) 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は，上記５に同じ。

19　関連情報を入手するための照会窓口

上記５に同じ。

20　その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は，別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し，競争加入者心得を遵守すること。競争加入者心得等は国立大学法人琉球大学施設運営部ホームページ（http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp/）にて閲覧するものとする。ホームページが閲覧出来ない場合は，上記５にて受領すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては，指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
(4) 入札説明書等を入手した者は，これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
(5) 琉球大学における会計関連規程等は，琉球大学公式ホームページ調達情報告知（http://www.u-ryukyu.ac.jp/univ_info/general/supply_info/）より閲覧すること。

別記様式１

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

平成　　年　　月　　日

国立大学法人琉球大学長　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

平成２５年３月８日付けで公告のありました　琉球大学排水水質検査業務　に係る競争参加資格について確認されたく，下記の書類を添えて申請します。

なお，未成年者，被保佐人若しくは被補助人で，契約締結のために必要な同意を得ない者でないこと又は破産者で復権を得ない者でないこと，並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書６(1)に定める資料の写し

質　問　書

（会社名）
（代表者）　　印

業務名　：　琉球大学排水水質検査業務

平成　　年　　月　　日（　）

No.	質　問　事　項	回　　答

※ 質問がない場合でも「質問なし」と記載のうえ，施設企画課施設総務係(FAX 098-895-8077)まで回答ください。

琉球大学施設運営部

入　　札　　書

業　務　件　名　　琉球大学排水水質検査業務

入　札　金　額　　金　　円

琉球大学会計実施規程等を熟知し，仕様書等に従って，上記の業務を実施するものとして，入札に関する条件を承諾の上，上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

国立大学法人琉球大学長　　殿

競争加入者
住　　所
会　社　名
代 表 者 名　　印

代理人の場合
氏　　名　　印

平成　　年　　月　　日

委　　任　　状

国立大学法人琉球大学長　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名　　印

私は，　〇〇〇〇〇　　を △△△△（会社名）の代表者　　××××の代理人と定め，琉球大学において行われる「琉球大学排水水質検査業務」の一般競争入札に関して下記の権限を委任します。

記

「琉球大学排水水質検査業務」の入札並びに見積に関する一切の権限

代 理 人 使 用 印	

契　　約　　書（案）

請負業務の表示　：　琉球大学排水水質検査業務

請 負 代 金 額　：　金　　円也
（うち消費税額及び地方消費税相当額は金　　円とする。）

発注者 国立大学法人琉球大学 学長 岩政輝男（以下「発注者」という。）と受注者
（以下「受注者」という。）との間において，上記の業務について上記の請負代金額で，次の条項によって請負契約を締結し，信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第 1条　受注者は，別紙仕様書等に基づき，業務を行うものとする。
第 2条　業務は，沖縄県中頭郡西原町字千原1番地（琉球大学千原団地構内），沖縄県中頭郡西原町字棚原499番地（琉球大学千原団地構内），沖縄県中頭郡西原町字上原207番地（琉球大学上原団地構内），沖縄県国頭郡本部町字瀬底3422番地（琉球大学瀬底団地構内），及び沖縄県八重山郡竹富町字上原870番地（琉球大学西表団地構内）にて行うものとする。
第 3条　業務期間は平成25年4月5日から平成26年3月31日までとする。
第 4条　受注者は，請負代金の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。ただし，履行保証保険の締結を行った場合は，契約保証金を免除する。
2　受注者が前項により納付した契約保証金は，受注者が契約上の義務を履行しない場合は発注者に帰属するものとする。
第 5条　受注者は，業務が完了したときは，すみやかに業務完了通知書により通知し，検査を受けるものとする。
2　受注者は，前項の検査の結果，業務が仕様書等に適合しない場合において，発注者がその手直しを請求したときは，これに従わなければならない。この場合において，受注者は，請負代金額の増額を請求することができない。
3　業務完了通知書は琉球大学施設運営部環境整備課に提出するものとする。
第 6条　受注者は，業務を完了し，前条に定める検査に合格したときは，発注者に対して請負代金の支払いを請求することができるものとする。
2　請負代金の支払いは，請求書受理後，本学が定める日に支払うものとする。 ただし，特別な事由がある場合はこの限りではない。
3　請負代金の請求書は，琉球大学施設運営部環境整備課に提出するものとする。
第 7条　発注者は，業務について監督職員を置いたときは，その氏名を受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。
2　監督職員は，この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任する次の各号に掲げる権限を有するものとする。
①　契約の履行についての受注者に対する指示，承諾又は協議
②　受注者が作成及び提出した資料の確認
③　材料等の検査及び確認
3　発注者が監督職員を置かないときは，この契約書に定める監督職員の権限は，発注者に帰属するものとする。
第 8条　受注者は業務の実施にあたり，受注者の責に帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は，その賠償の責を負うものとする。
2　前項の損害賠償額は，損害の度合いにより発注者の定める額とする。
3　発注者が損害賠償額を請求するときは書面によるものとする。
4　但し，受注者は次の各号による場合はその責を負わないものとする。
①　発注者の責に帰すべき事由による場合
②　天災地変，暴動その他不可抗力による場合
③　第三者の故意又は過失に基づく場合
第 9条　受注者は，請負業務の処理上知り得た事項を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。これは契約期間終了後も厳守するものとする。

２　発注者は前項の秘密漏洩により損害を受けた場合は，受注者に対し第8条に基づき損害賠償を請求できるものとする。

第１０条　受注者は，その責めに帰すべき理由により，請負業務の履行を遅延したときは，違約金を発注者に支払わなければならない。

２　前項の規定による違約金は，遅延日数に応じ，未完了部分相当額に対し年３．１パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第１１条　発注者は契約期間中であっても，受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは，本契約を解除できるものとする。

①　受注者が正当な理由なくして本契約の全部又は一部を履行しない場合。

②　本契約の履行において，受注者又は使用人に不正又は不当な行為があった場合。

③　受注者が本契約を履行することができないと明らかに認められる場合。

④　受注者がやむを得ない事由により契約の解除を申し出た場合。

⑤　前各号のほか，受注者が本契約の条項に違反した場合。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては，受注者は，請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において，発注者は，第4条の規定による契約保証金又はこれに代わる担保をもって違約金に充当することができるものとする。

第１２条　受注者（共同企業体にあっては，その構成員）は，この契約に関して，次の各号の一に該当したときは，発注者の請求に基づき，請負代金額（本契約締結後，請負代金額の変更があった場合には，変更後の請負代金額）の１０分の１に相当する額を違約金（損害賠償の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

①　この契約に関し，受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第１９条の規定に違反し，又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第１号の規定に違反したことにより，公正取引委員会が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対し，独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）又は第５０条第１項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い，当該納付命令又は独占禁止法第６６条第４項の審決が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。ただし，受注者が独占禁止法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合などに発注者に金銭的損害が生じない行為として，受注者これを証明し，その証明を発注者が認めたときは，この限りではない。

②　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第8条の２又は第４９条第１項の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは，受注者等に対する命令で確定したものをいい，受注者等に対して行われていないときは，各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において，本契約に関し，独占禁止法第3条又は第8条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

③　納付命令又は排除措置命令により，受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において，本契約が，当該期間（これらの命令に係る事件について，公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い，これが確定したときは，当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり，かつ，当該取引分野に該当するものであるとき。

④　公正取引委員会が，受注者に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

⑤　この契約に関し，受注者（法人にあっては，その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項第１号若しくは第９５条第１項第１号に規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は，発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において，発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　第１項の場合において，発注者は，第4条の規定による契約保証金又はこれに代わる担保をもって違約金に充当することができるものとする。

４　受注者は，この契約に関して，第１項の各号の一に該当することとなった場合には，速やかに，当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第１３条　受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは，受注者は，当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ，年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第１４条　この契約について，必要な細目は国立大学法人琉球大学会計実施規程によるものとする。

第１５条　この契約について，発注者，受注者間に紛争が生じたときは，琉球大学所在地を所轄区域とする那覇地方裁判所に調停を依頼するものとする。

第１６条　この契約に定めのない事項について，これを定める必要がある場合は，発注者，受注者双方協議して定めるものとする。

この証として，本書2通を作成し，発注者，受注者記名押印の上，各自１通を保有する。

平成２５年４月　　日

発注者　　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地
国立大学法人琉球大学
学　　長　　岩　政　　輝　男

受注者

琉球大学排水水質検査業務

機器分析支援センター	
機器分析支援 センター長	担 当 者

施 設 運 営 部		
環境整備課長	環境保全係長	担 当 者

特記仕様書

Ⅰ．業務概要

1. 業務名称　琉球大学排水水質検査業務

2. 業務場所　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地（千原団地構内）

沖縄県中頭郡西原町字棚原４９９番地（千原団地構内）

沖縄県中頭郡西原町字上原２０７番地（上原団地構内）

沖縄県国頭郡本部町字瀬底３４２２番地（瀬底団地構内）

沖縄県八重山郡竹富町字上原８７０番地（西表団地構内）

3. 業務期間　平成２５年　４月　５日から平成２６年　３月３１日まで

4. 業務仕様

この水質検査業務（以下「業務」という。）の受注者は、国立大学法人琉球大学会計実施規程、特記仕様書、別添の「排水水質検査業務仕様書(平成25年度)」（以下「仕様書」という。）に基づき次の業務を履行する。

5. 対象業務

業務内容	対象箇所等	業　務　等　概　要
排水水質検査業務	別紙仕様書のとおり	別紙仕様書に基づき、水質検査を行う

6. 特記仕様書の適用方法

(1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。

(2) 表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入した事項のみ適用する。

Ⅱ．一般共通事項

1. 請負代金の支払い

この業務の受注者は、検定結果の報告を行い発注者の指定した者が行う検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求できる。

請負代金の支払いは 財務部経理課 から 年４回 に支払う。

2. 受注者の負担の範囲（1.1.3）

作業に電力・用水を使用する場合は受注者が準備し負担する。

3. 貸与資料（1.2.3）

業務に必要な図面等は貸与する。

4. 業務責任者（1.3.2）

排水水質検査の実務経験を５年以上有する者

5. 業務条件（1.3.3）

別紙仕様書のとおり

6. 業務担当者（1.4.1）

排水水質検査の実務経験を有する者

7. 別契約の業務等（1.4.4）

別契約の関連業務がある場合には、その業務等の関係者と協力し、円滑な進捗を図る。

8. 居室等の利用（2.1.1）

業務を実施するための控室等が必要な場合は、発注者側の承諾を受ける。

但し、電気、水道、ガスは、受注者の負担とする。

9. 共用施設の利用（2.1.2）

業務を実施するため、次の共用施設を利用することができる。

各施設内の便所、エレベーター

10. 駐車場の利用（2.1.3）

業務を実施するための車両について、施設管理担当者の許可を得て構内の駐車場を利用できる。

11. その他

排　水　水　質　検　査　業　務　仕　様　書
（平成２５年度）

琉球大学施設運営部環境整備課
琉球大学機器分析支援センター

仕　様　書

１．業務の内容

(1) 業務の回数

この業務は、本仕様書及び要項に基づき年間を通して行う。

(2) 試料の採取

イ．採取場所等

千原団地及び上原団地（以下、「西原団地」という。）並びに瀬底団地及び西表団地の採取場所は要項に示された場所とし、本学の職員が立ち会い指示する箇所とする。

ロ．採取日時

(1) 西原団地の採取日時は、毎月1回本学の指定する日時とする。

(2) 瀬底団地の採取日時は、年3回本学の指定する日時とする。

(3) 西表団地の採取日時は、年1回本学の指定する日時とする。

ハ．採取方法

受注者は、各団地に２名以上の者をもって赴き、本学の職員の立ち会いのもと指示された箇所より試料採取にあたるものとする。

ニ．採取器具等

試料採取に必要な器具等は、受注者が準備することとする。

(3) 試料の検定方法

イ．検定項目

検定項目は、別紙－１に記載された項目のうち、要項により指定された項目とする。

ロ．検定方法

西原団地の試料の検定は、『下水の水質の検定方法等に関する省令』（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に従い、瀬底団地及び西表団地の試料の検定は『排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法』（昭和49年環境庁告示第64号）に従うものとする。なお、これらに定めのないものについては、『JIS K 0102 工場排水試験方法』に従うものとする。また、ホルムアルデヒドの検定は、『水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法』（平成15年厚生労働省告示第261号別表第19）に準じて行うこととする。

試料の検定を第３者に委託してこれを行わせてはならない。ただし、あら

かじめ発注者の書面による承諾を得て、この仕様書及び要項に定める基準に従う場合はこの限りではない。

(4) 検定結果の報告

イ．報告の期限

報告は、試料採取後２０日以内に次項の書類を添えて報告すること。

但し、26年3月点検の報告書については、26年3月28日までに提出すること。

ロ．提出書類

1．各回ごとの業務完了報告書及びＡ４判に製本した以下の書類（以下、「結果報告書」という。）を各回ごとに１部提出する。

なお、結果報告書は、それぞれの団地（西原団地、瀬底団地、西表団地）ごとに作成し、提出すること。

(1) 計量証明書を付した検定結果報告書のほか、データ解析書（チャート類及び測定値計算書類）一式

(2) 試料採取に係る写真（各採取場所当たり２枚程度）一式

2．書類提出先は、機器分析支援センターとする。

ハ．検定結果の数値表示方法

検定結果の数値表示方法は、別紙－２によるものとする。

なお、これに不都合が生じた場合は、協議することとする。

(5) その他

本業務の受注者は、この仕様書に基づくほか、環境保全に関し十分なる配慮をもって誠実に業務を履行するものとする。

第１編　一般共通事項

第１章　一 般 事 項

第１節　一 般 事 項

1.1.1
適　　用

(1)「排水水質検査業務仕様書(平成25年度)」（以下「仕様書」という。）は、国立大学法人琉球大学の排水水質検査に関する業務に適用する。

(2) 仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行するものとする。

(3) すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(a)から(c)の順番のとおりとし、これにより難い場合は、1.1.4「疑義に対する協議等」による。

(a) 契約書
(b) 特記仕様書（図面、機器表等を含む。）
(c) 仕様書

1.1.2
用 語 の 定 義

仕様書において用いる用語の定義は、次によるほか、各編の用語の定義による。

(1)「施設管理担当者」とは、建築物等の管理に携わる者で、業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。

(2)「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の責任者をいう。

(3)「業務責任者」とは、契約書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。

(4)「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における受注者側の担当者をいう。

(5)「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。

(6)「施設管理担当者に報告」とは、受注者等が施設管理担当者に必要な事項を書面により伝えることをいう。

(7)「施設管理担当者の承諾」とは、受注者等が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。

(8)「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を書面によって示すことをいう。

(9)「施設管理担当者と協議」とは、協議事項について施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

(10)「施設管理担当者の検査」とは、業務の各段階で、受注者等が実施した結果等について、提出された資料に基づき、施設管理担当者が契約図

書との適否を確認することをいう。
(11)「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議、検査を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
(12)「特記」とは、本編1.1.1「適用」の（3）の（a）及び（b）に指定された事項をいう。
(13)「書面」とは、発行年月日を記載し、署名又は捺印された文書をいう。
(14)「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認又は、支払い請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
(15)「作業」とは、仕様書及び特記で定める排水水質検査に関する業務に当たることをいう。
(16)「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
(17)「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいう。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。

1.1.3 受注者の負担の範囲

(1) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り、受注者の負担とする。
(2) 点検に必要な工具、計測機器の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
(3) 業務に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、各編に定める支給材料を除く。

1.1.4 疑義に対する協議等

(1) 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の状況等の関係で契約図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。
(2) (1)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者及び発注者の協議による。
(3) (1)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4「業務の記録」(1)による。

1.1.5 報告書等の書式

報告書等の書式(提出部数を含む）は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者の指示による。

1.1.6 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

1.1.7
契約図書等の取扱い

契約図書及び業務関係図書を、業務の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩しない。ただし、これらの契約図書等が市販されている場合又は施設管理担当者の承諾を受けた場合はこの限りでない。

1.1.8
受注者の責任

受注者は、業務の履行に係る業務責任者及び業務担当者による業務の行為について一切の責任を負う。

第２節　業務関係図書

1.2.1
業務計画書

(1) 業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。ただし、軽微な業務の場合において施設管理担当者の承諾を得た場合はこの限りではない。
(2) 業務計画書の内容を変更する必要が生じた場合、施設管理担当者の承諾を受けるとともに、業務に支障がないように適切な措置を講ずる。

1.2.2
作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

1.2.3
貸与資料

貸与資料は、特記による。なお、点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、原状に復するものとする。

1.2.4
業務の記録

(1) 施設管理担当者と協議した結果について記録を整備する。
(2) 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者と協議の上、省略することができる。
(3) 一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。
(4) (1)から(3)の記録について、施設管理担当者より請求されたときは、提出又は提示する。

第３節　業務現場管理

1.3.1 業務管理	契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。
1.3.2 業務責任者	(1) 受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。 (2) 業務責任者は、業務担当者に業務目的、作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。 (3) 業務責任者は、業務内容に応じて必要な経験、知識、技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。
1.3.3 業務条件	(1) 業務を行う日及び時間は、発注者と協議する。 (2) 契約図書に定められた業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
1.3.4 業務の安全衛生管理	(1) 業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。 (2) 業務の実施に際し、アスベスト又はＰＣＢの使用を確認した場合は、施設管理担当者に報告する。
1.3.5 危険防止の措置等	(1) 業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存在する場合又は立ち入るおそれがある場合は、危険防止に必要な措置をとる。 (2) 業務場所においては、常に整理整頓を行い、火災、盗難その他の事故等の防止に努める。
1.3.6 災害及び公害の防止	業務の履行に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に次の事項を守らなければならない。 (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (2) 公害の防止に努める。 (3) 業務範囲において災害及び公害の発生のおそれがあると判断した場合は、速やかに施設管理担当者と協議する。
1.3.7 災害時の安全確保	災害又は事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先させるとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を直ちに施設管理担当者に報告する。
1.3.8 火気の取扱い	作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

1.3.9 喫煙場所	業務関係者の喫煙は、指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認する。
1.3.10 出入り禁止箇所	業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。
1.3.11 養生	業務の履行に当たり、既存の施設を損傷し、又は支障を及ぼさないように事前に必要な養生を行う。また、汚染又は損傷を与えた場合は速やかに施設管理担当者に報告し、その指示により原状に復する。

第４節　業務の実施

1.4.1 業務担当者	(1) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。 (2) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。
1.4.2 代替要員	業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を得るものとする。
1.4.3 服装等	(1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。 (2) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。
1.4.4 別契約の業務等	(1) 業務に密接に関連する別契約の業務の有無は、特記による。 (2) 業務の実施にあたり別契約の関連業務がある場合は、施設管理担当者の監督下において、別契約の業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。
1.4.5 行事等への立会い	防災訓練等の業務実施施設において開催される行事等への立会いの要否は、特記による。
1.4.6 施設管理担当者の立会い	(1) 次の場合は、施設管理担当者の立会いを受ける。 (a) 契約図書に定められた場合 (b) 施設管理担当者が指示した場合

(c) 受注者等の申し出により、施設管理担当者が必要と認めた場合

(2) 施設管理担当者の立会いが指定されている場合は、適切な時期に施設管理担当者に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について施設管理担当者の指示を受ける。

1.4.7 試験器及び工具等

測定及び試験に使用する器具は校正された適正なものを使用し、測定の目的、内容等に合った方法、条件等を考慮し、測定を行う。

1.4.8 点検後の処置

点検終了後は、電源、電圧の確認、弁類及びスイッチ類の位置並びに格納状態等を再度確認することにより必ず適正な状態に復元する。

1.4.9 業務の報告

(1) 業務責任者は、作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、施設管理担当者へ、あらかじめ定められた日に報告する。

(2) 点検及び保守の結果、機能に異常がある場合又は劣化がある場合は、とるべき必要な措置を報告書に記載し、施設管理担当者に提出する。

第５節　業務に伴う廃棄物の処理等

1.5.1 廃棄物の処理

(1) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担とする。

1.5.2 産業廃棄物等

(1) 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、積込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェストの交付を経て適切に処理する。

(2) 特別管理産業廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれが多いため、その取扱いや処理方法等を定めた法律等を遵守して、適切に処理する。

第６節　業務の検査

1.6.1 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは、次の書類を用意し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

(1) 契約図書

(2) 業務計画書、作業計画書、業務報告書、業務日誌等

(3) 出勤・退勤確認簿（常駐業務の場合）

第２章　施設等の利用・作業用仮設物等

第１節　構内施設等の利用

2.1.1 居室等の利用	(1) 常駐業務室、控室、倉庫等及びその付帯設備並びに什器、ロッカー等の供用については、特記による。 (2) 供用室及び供用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。 (3) 居室等を返還するときは施設管理担当者の確認を受ける。修繕の指示を受けた場合は、原状に復した状態で返還する。
2.1.2 共用施設の利用	構内の便所、エレベーター、食堂等の共用施設の利用の可否は特記による。
2.1.3 駐車場の利用	施設の駐車場の利用の可否については、特記による。

第２節　作業用仮設物及び持込み資機材等

2.2.1 持込み資機材	非常駐の業務にあっては、受注者の持込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であって、施設管理担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。
2.2.2 危険物等の取扱い	業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

検 査 実 施 要 項

琉球大学排水水質検査業務に係る検査実施要項は、下記のとおり。

記

１．業務の場所

本業務の場所は、本学西原団地（千原・上原団地）及び瀬底団地並びに西表団地において、資料-1 に示された採水場所とする。

２．試料の採水箇所及び採水割当

本業務に係る採水場所（地点名、位置図）及び採水割当について、資料-1及び資料-2に示す。なお、採水場所では、本学職員が立ち会い指示する箇所から試料を採取することとする。

３．検定項目

検定項目は、仕様書別紙-1 に記載された項目とする。なお、この業務での検定項目に関する略号は、資料-3 に記すとおりとする。

また、検査各回ごとの検定項目は、資料-4 及び資料-5 に指定された項目とする。

※資料 以下 排水水質検査実施計画（平成25年度）

資料-1 水質検査対象場所及び採水割当表

資料-2 排水水質検査対象箇所位置図

(1) 千原団地排水試料採取箇所

(2) 上原団地排水試料採取箇所

(3) 瀬底団地排水試料採取箇所

(4) 西表団地排水試料採取箇所

資料-3 検査項目略号表

資料-4 検査項目数

(1) 全対象団地＜西原団地，瀬底団地，西表団地＞

(2) 西原団地＜千原団地，上原団地＞

(3) 瀬底団地＜瀬底研究施設＞

(4) 西表団地＜西表研究施設＞

資料-5 採水場所と検査項目

(1) 西原団地（千原・上原団地）

(2) 瀬底団地

(3) 西表団地

別紙－１

検定項目

1. 温度
2. 水素イオン濃度
3. 生物化学的酸素要求量
4. 化学的酸素要求量
5. 浮遊物質量
6. ノルマルヘキサン抽出物質含有量
7. 沃素消費量
8. 大腸菌群数
9. フェノール類含有量
10. 銅及びその化合物
11. 亜鉛及びその化合物
12. 鉄及びその化合物（溶解性）
13. マンガン及びその化合物（溶解性）
14. クロム及びその化合物
15. 窒素含有量（全窒素）
16. 燐含有量（全燐）
17. カドミウム及びその化合物
18. シアン化合物
19. 有機燐化合物
20. 鉛及びその化合物
21. 六価クロム化合物
22. 砒素及びその化合物
23. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
24. アルキル水銀化合物
25. ポリ塩化ビフェニル
26. トリクロロエチレン
27. テトラクロロエチレン
28. ジクロロメタン
29. 四塩化炭素
30. 1.2-ジクロロエタン
31. 1.1-ジクロロエチレン
32. シス-1.2-ジクロロエチレン
33. 1.1.1-トリクロロエタン
34. 1.1.2-トリクロロエタン
35. 1.3-ジクロロプロペン
36. チウラム
37. シマジン
38. チオベンカルブ
39. ベンゼン
40. セレン及びその化合物
41. ホウ素及びその化合物
42. フッ素及びその化合物
43. アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量
44. 1,4-ジオキサン
45. ホルムアルデヒド
46. クロロホルム
47. キシレン

別紙 －２

検 定 結 果 表 示 方 法

検　　定　　項　　目	単位	最小値未満の表示方法	表示方法	
			最大有効数字	小数点以下桁数
温度	℃	－	3	1
水素イオン濃度	－	－	3	1
生物化学的酸素要求量	mg/L	0.5未満	3	1
化学的酸素要求量	mg/L	0.5未満	3	1
浮遊物質量	mg/L	0.5未満	3	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	0.5未満	3	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類・動植物油脂類分離測定）	mg/L	0.5未満	3	1
ヨウ素消費量	mg/L	0.5未満	3	1
大腸菌群数	個/cm3	2未満	－	整数
フェノール類含有量	mg/L	0.1未満	2	1
銅及びその化合物	mg/L	0.1未満	2	1
亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1未満	2	1
鉄及びその化合物（溶解性）	mg/L	0.1未満	3	1
マンガン及びその化合物（溶解性）	mg/L	0.1未満	3	1
クロム及びその化合物	mg/L	0.01未満	2	1
窒素含有量（全窒素）	mg/L	0.5未満	3	1
燐含有量（全燐）	mg/L	0.5未満	3	1
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.01未満	2	2
シアン化合物	mg/L	0.1未満	2	1
有機リン化合物	mg/L	0.1未満	2	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	2	2
六価クロム化合物	mg/L	0.01未満	2	2
砒素及びその化合物	mg/L	0.01未満	2	2
水銀及びｱﾙｷﾙ水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005未満	2	4
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005未満	2	4
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005未満	2	4
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	2	3
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	2	3
ジクロロメタン	mg/L	0.001未満	2	3
四塩化炭素	mg/L	0.001未満	2	3
1.2-ジクロロエタン	mg/L	0.001未満	2	3
1.1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	2	3
シス-1.2-ジクロロエチレン	mg/L	0.01未満	2	2
1.1.1-トリクロロエタン	mg/L	0.01未満	2	2
1.1.2-トリクロロエタン	mg/L	0.01未満	2	2
1.3-ジクロロプロペン	mg/L	0.001未満	2	3
チウラム	mg/L	0.001未満	2	3
シマジン	mg/L	0.001未満	2	3
チオベンカルブ	mg/L	0.01未満	2	2
ベンゼン	mg/L	0.01未満	2	2
セレン及びその化合物	mg/L	0.1未満	2	1
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	3	1
フッ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	3	1
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/L	0.1未満	3	1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	2	3
ホルムアルデヒド	mg/L	0.01未満	2	2
クロロホルム	mg/L	0.01未満	2	2
キシレン	mg/L	0.01未満	2	2

資 料 －1

排 水 水 質 検 査 実 施 計 画（平 成 25 年 度）

水質検査対象場所及び採水割当表

NO.1

団地	箇所番号	通番	採 水 場 所	回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
				月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
千原	A01	01	圧送ポンプ場		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千原	A02	02	千　原　池		○		○		○		○		○		○	
千原	A03	03	河　川　(A)		○				○				○			
千原	A04	04	河　川　(B)		○				○				○			
千原	A05	05	河　川　(C)		○				○				○			
千原	A06	06	河　川　(D)		○				○				○			
千原	A07	07	河　川　(E)		○				○				○			
千原	A08	08	中　央　食　堂　（２）				○				○				○	
千原	A09	09	北　　食　　堂				○				○				○	
千原	A10	10	教　育　学　部				○							○		
千原	A11	11	共通教育棟（一号館）				○				○					○
千原	A12	12	共通教育棟（四号館）				○				○					○
千原	A13	13	理　　学　　部				○			○			○			○
千原	A14	14	理　系　複　合　棟				○			○			○			○
千原	A15	15	工　学　部　（二号館）			○						○				
千原	A16	16	工　学　部　（四号館）			○					○					○
千原	A17	17	工学部附属施設（モニター槽）			○						○				
千原	A18	18	極低温センター			○								○		
千原	A19	19	農　　学　　部				○			○			○			○
千原	A20	20	熱帯生物圏研究センター 分子生命科学研究施設（1）						○						○	
千原	A21	21	熱帯生物圏研究センター 分子生命科学研究施設（2）			○			○			○			○	
千原	A22	22	亜熱帯島嶼科学拠点研究棟			○						○				
上原	B01	23	保　健　学　科　棟					○							○	
上原	B02	24	基　礎　研　究　棟					○							○	
上原	B03	25	が じ ゅ ま る 会 館				○					○				
上原	B04	26	附　属　病　院　（２）					○						○		
上原	B05	27	附　属　病　院　（４）				○					○				

【注1】採水場所のうち、千原団地箇所番号A08及びA20,A21並びに上原団地箇所番号B04,B05の後にある( )の数字は、採水地点番号である。

排 水 水 質 検 査 実 施 計 画（平 成 25 年 度）

水質検査対象場所及び採水割当表　　NO.2

団地	箇所番号	通番	採 水 場 所	回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
				月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
上原	B06	28	臨　床　研　究　棟					○							○	
上原	B07	29	第 2 基 礎 研 究 棟					○							○	
上原	B08	30	医 学 部 排 水 処 理 施 設		○		○		○		○		○		○	
瀬底	S01	31	熱帯生物圏研究センター （ 瀬底研究施設 (1) ）					○				○				○
瀬底	S02	32	熱帯生物圏研究センター （ 瀬底研究施設 (2) ）					○				○				○
西表	S03	33	熱帯生物圏研究センター （ 西表研究施設 ）							○						

【注2】採水場所のうち、瀬底団地箇所番号S01及びS02の後にある( )の数字は、採水地点番号である。

採　水　場　所　数	【回】	#1	#2	#3	#4	#5	#6	#7	#8	#9	#10	#11	#12
	【月】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水場所小計（千原団地）		7	7	10	1	9	4	7	5	10	3	6	7
採水場所小計（上原団地）		1	0	3	5	1	0	1	2	1	1	5	0
採水場所小計（瀬底団地）		0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2
採水場所小計（西表団地）		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
採水場所総計		8	7	13	8	10	5	8	9	11	4	11	9
採水場所延総数		103											

採水項目総数（西原団地）	1,311
採水項目総数(瀬底団地）	119
採水項目総数(西表団地）	43
採水項目延総数(全団地）	1,473

資料－2(1)　【平成25年度】
排水水質検査対象箇所位置図

西原団地（千原団地）排水試料採取箇所

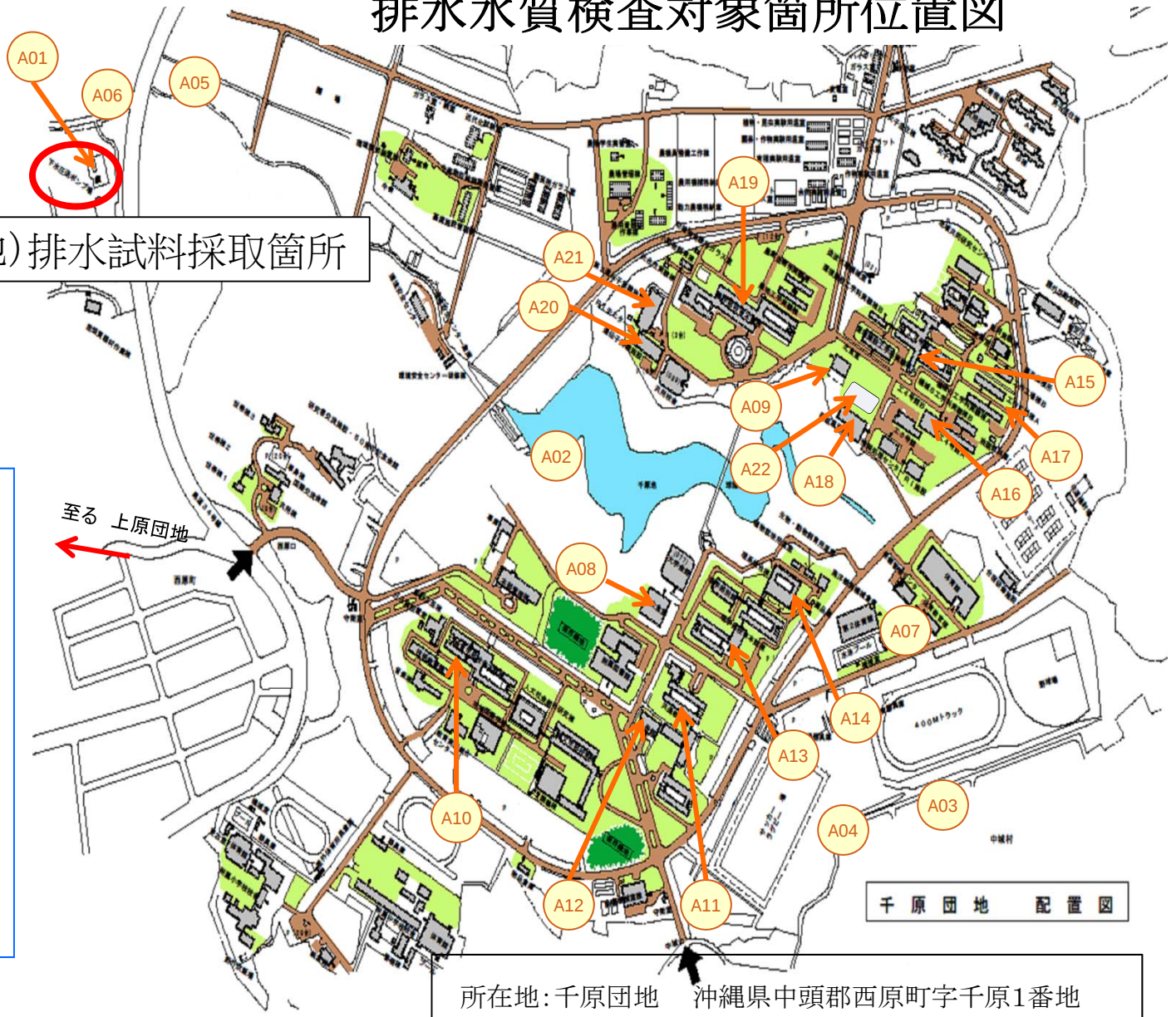

A01：圧送ポンプ場
A02：千原池
A03：河川(A)
A04：河川(B)
A05：河川(C)
A06：河川(D)
A07：河川(E)
A08：中央食堂(2)
A09：北食堂
A10：教育学部
A11：共通教育棟(1号館)
A12：共通教育棟(4号館)
A13：理学部
A14：理系複合棟
A15：工学部(2号館)
A16：工学部(4号館)
A17：工学部附属施設(モニター槽)
A18 ：極低温センター
A19：農学部
A20：分子生命科学研究施設(1)
A21：分子生命科学研究施設(2)
A22：亜熱帯島嶼科学拠点研究棟

所在地：千原団地　　沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

資料－2(2)

【平成25年度】
排水水質検査対象箇所位置図

西原団地（上原団地）排水試料採取箇所

B01：保健学科棟
B02：基礎研究棟
B03：がじゅまる会館
B04：附属病院(2)
B05：附属病院 (4)
B06：臨床研究棟
B07：第2基礎研究棟
B08：医学部排水処理施設

所在地：上原団地　沖縄県中頭郡西原町字上原207番地

資料－2(3)

【平成25年度】
排水水質検査対象箇所位置図

瀬底団地排水試料採取箇所

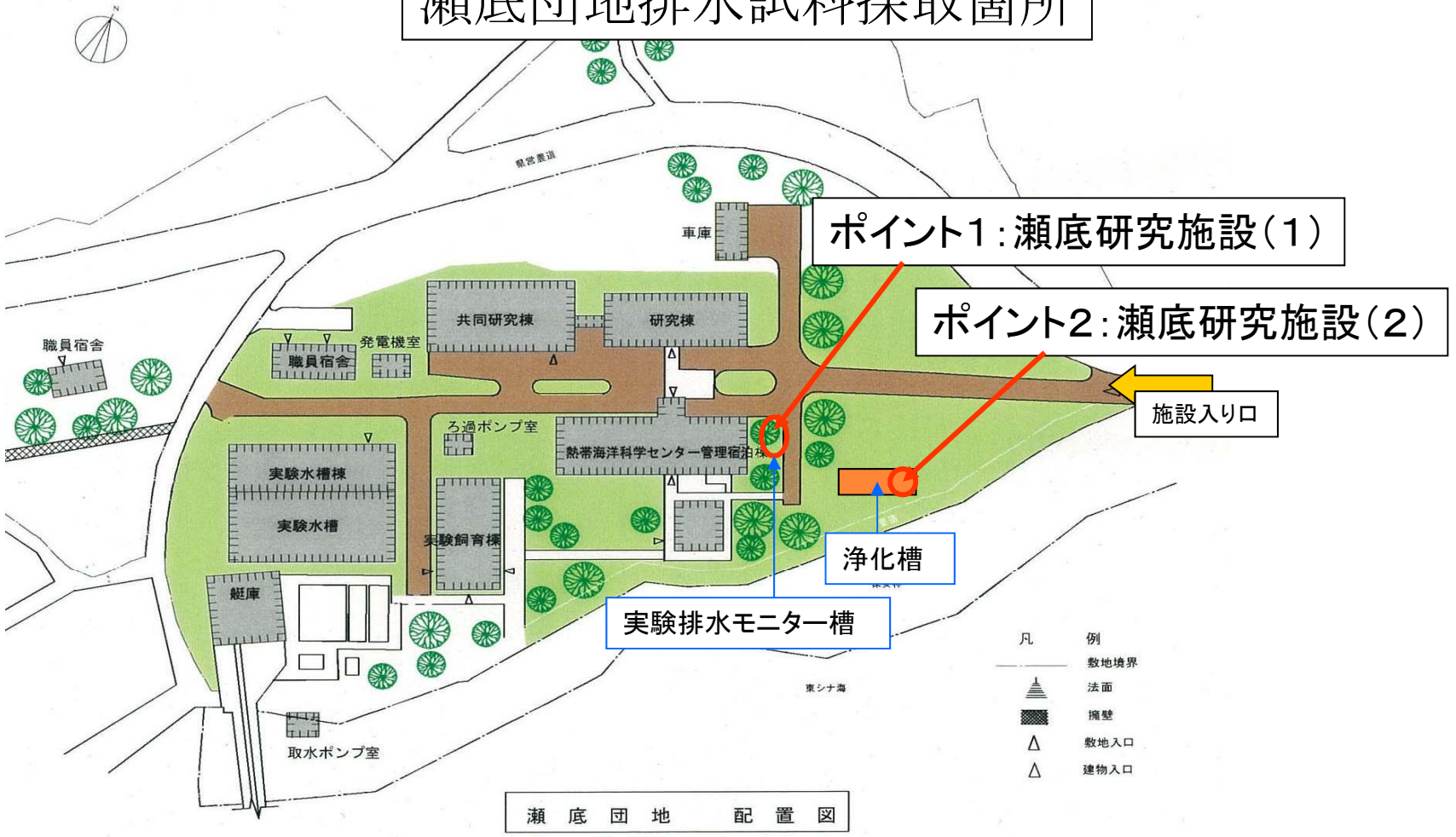

所在地：沖縄県国頭郡本部町字瀬底3422番地

資料－2(4)

【平成25年度】
排水水質検査対象箇所位置図

西表団地排水試料採取箇所

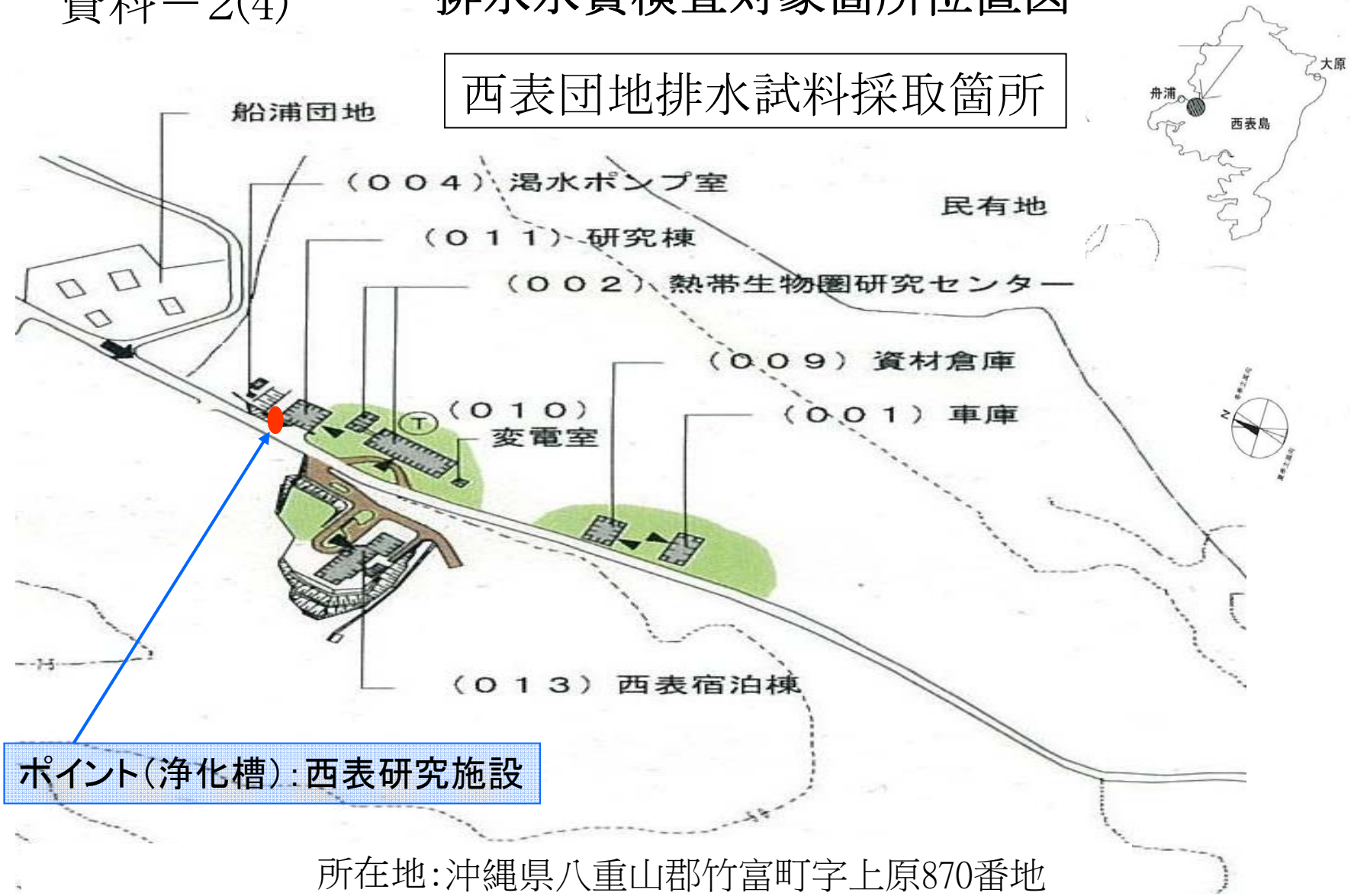

所在地：沖縄県八重山郡竹富町字上原870番地

資料－3

排水水質検査実施計画（平成25年度）

検査項目略号表

	項目	略号
生活項目及び一般項目	温度	℃
	水素イオン濃度	pH
	生物化学的酸素要求量	BOD
	化学的酸素要求量	COD
	浮遊物質量	SS
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	N-Hex
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類･動植物油脂類分離測定）	N-Hex〈SP〉
	ヨウ素消費量	I2
	大腸菌群数	CB
	フェノール類含有量	Phe
	銅及びその化合物	Cu
	亜鉛及びその化合物	Zn
	鉄及びその化合物（溶解性）	s-Fe
	マンガン及びその化合物（溶解性）	s-Mn
	クロム及びその化合物	T-Cr
	窒素含有量（全窒素）	T-N
	燐含有量（全燐）	T-P
健康項目	カドミウム及びその化合物	Cd
	シアン化合物	CN
	有機リン化合物	O-P
	鉛及びその化合物	Pb
	六価クロム化合物	Cr6
	砒素及びその化合物	As
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	T-Hg
	アルキル水銀化合物	R-Hg

	項目	略号
健康項目	ポリ塩化ビフェニル	PCB
	トリクロロエチレン	TCE
	テトラクロロエチレン	PCE
	ジクロロメタン	DCM
	四塩化炭素	TC
	1.2-ジクロロエタン	12DC
	1.1-ジクロロエチレン	11DC
	シス-1.2-ジクロロエチレン	SDM
	1.1.1-トリクロロエタン	MC
	1.1.2-トリクロロエタン	MCE
	1.3-ジクロロプロペン	DCP
	チウラム	TU
	シマジン	SM
	チオベンカルブ	TB
	ベンゼン	Bz
	セレン及びその化合物	Se
	ホウ素及びその化合物	B
	フッ素及びその化合物	F
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	NH
	1.4-ジオキサン	DEO
監視項目	ホルムアルデヒド	FA
	クロロホルム	Chf
	キシレン	Xyl

資料－4 (1)

排水水質検査実施計画 （平成25年度）

全対象団地＜西原団地(千原団地，上原団地)，瀬底団地，西表団地＞

検査項目数

回	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	計
1	8	8	8	0	8	8	0	2	0	1	0	0	0	0	0	6	6	1	2	2	0	2	2	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	8	2	2	89
2	7	7	1	0	1	2	1	1	0	2	1	1	1	1	1	0	0	3	3	3	1	4	3	4	7	1	1	2	2	4	2	1	1	1	1	1	1	5	1	1	1	4	1	2	2	1	3	2	96
3	13	13	7	0	3	7	0	3	1	3	1	1	1	1	2	1	1	6	7	7	2	8	8	7	9	0	0	0	0	9	1	1	1	1	1	1	1	8	1	1	1	8	6	1	2	3	8	3	170
4	8	8	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	7	2	3	1	2	2	2	8	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6	1	0	0	2	7	5	84
5	10	10	8	0	8	7	1	2	0	4	1	1	1	1	1	6	6	3	2	2	1	2	2	2	4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	2	4	2	2	2	1	1	1	1	8	4	2	129
6	6	6	1	1	2	2	0	2	1	2	1	1	1	1	1	0	0	3	6	6	2	6	6	6	6	1	1	1	1	6	4	4	4	4	4	4	1	5	1	1	1	6	5	3	3	3	6	3	141
7	8	8	5	0	3	5	0	3	0	3	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5	1	5	5	5	5	0	0	1	1	5	4	3	3	3	3	3	1	4	1	1	1	5	4	3	3	3	4	2	132
8	9	9	3	1	2	4	1	2	1	3	2	2	2	2	2	0	0	5	4	4	2	5	4	4	7	2	2	2	2	5	3	3	3	3	3	3	3	5	2	2	2	5	3	3	3	3	5	4	151
9	11	11	8	0	8	8	0	2	1	3	0	0	0	0	0	6	6	6	6	6	1	6	6	6	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1	6	1	1	1	4	3	0	1	8	5	3	147
10	4	4	1	0	1	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	1	2	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1	0	0	1	2	2	38
11	11	11	5	0	3	4	1	3	0	4	2	2	2	2	2	1	1	7	2	2	2	2	2	2	8	1	1	1	1	8	2	2	2	2	2	2	2	8	2	2	2	5	2	2	2	3	8	5	148
12	9	9	1	1	1	1	0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	3	6	6	1	7	8	7	9	0	0	1	1	9	4	3	3	3	3	3	0	9	0	0	0	9	6	3	4	2	8	2	148
計	104	104	49	4	41	51	4	23	6	31	9	9	9	9	10	21	21	46	46	48	14	50	49	49	75	6	6	9	9	67	21	18	18	18	18	18	13	63	12	12	12	56	34	18	21	45	62	35	1,473

[注:1] N-Hex<SP>の4検体は、動植物油脂類及び鉱油類とに分離測定するものとする。

N-Hex<SP>(分離測定)は、圧送ポンプ場について、第2回・第5回・第8回・第11回の各1検体とする。

[注:2] 有機塩素化合物及び追加項目についての略記号は下記を参考とする。略記号については、資料－3を参照のこと。

TCE:トリクロロエチレン，PCE:テトラクロロエチレン，DCM:ジクロロメタン，TC:四塩化炭素，12DC:1.2-ジクロロエタン，

11DC:1.1-ジクロロエチレン，SDM:シス-1.2-ジクロロエチレン，MC:1.1.1-トリクロロエタン，MCE:1.1.2-トリクロロエタン，

DCP:1.3-ジクロロプロペン，DEO:1,4-ジオキサン，TU:チウラム，SM:シマジン，TB:チオベンカルブ，Bz:ベンゼン，

Se:セレン及びその化合物，T-N:窒素含有量(全窒素)，T-P:燐含有量(全燐)，FA:ホルムアルデヒド，B:ホウ素及びその化合物，

F:フッ素及びその化合物，NH:アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量

Chf:クロロホルム，Xyl:キシレン

Aグループ:	TCE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,Bz		
検査箇所数:	73	検査項目総数:	328

Cグループ:	Chf,Xyl		
検査箇所数:	64	検査項目総数:	97

資料－4 (2)

排水水質検査実施計画 （平成25年度）

西原団地＜千原団地，上原団地＞

検査項目数

回	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	計
1	8	8	8	0	8	8	0	2	0	1	0	0	0	0	0	6	6	1	2	2	0	2	2	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	8	2	2	89
2	7	7	1	0	1	2	1	1	0	2	1	1	1	1	1	0	0	3	3	3	1	4	3	4	7	1	1	2	2	4	2	1	1	1	1	1	1	5	1	1	1	4	1	2	2	1	3	2	96
3	13	13	7	0	3	7	0	3	1	3	1	1	1	1	2	1	1	6	7	7	2	8	8	7	9	0	0	0	0	9	1	1	1	1	1	1	1	8	1	1	1	8	6	1	2	3	8	3	170
4	6	6	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	1	2	0	1	1	1	6	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	1	0	0	1	5	5	59
5	10	10	8	0	8	7	1	2	0	4	1	1	1	1	1	6	6	3	2	2	1	2	2	2	4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	2	4	2	2	2	1	1	1	1	8	4	2	129
6	5	5	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	5	5	1	5	5	5	5	0	0	0	0	5	3	3	3	3	3	3	0	4	0	0	0	5	4	2	2	2	5	3	98
7	8	8	5	0	3	5	0	3	0	3	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5	1	5	5	5	5	0	0	1	1	5	4	3	3	3	3	3	1	4	1	1	1	5	4	3	3	3	4	2	132
8	7	7	3	0	1	3	1	1	0	2	1	1	1	1	1	0	0	3	2	2	1	3	2	2	5	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	1	3	2	82
9	11	11	8	0	8	8	0	2	1	3	0	0	0	0	0	6	6	6	6	6	1	6	6	6	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1	6	1	1	1	4	3	0	1	8	5	3	147
10	4	4	1	0	1	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	1	2	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1	0	0	1	2	2	38
11	11	11	5	0	3	4	1	3	0	4	2	2	2	2	2	1	1	7	2	2	2	2	2	2	8	1	1	1	1	8	2	2	2	2	2	2	2	8	2	2	2	5	2	2	2	3	8	5	148
12	7	7	1	0	1	1	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	5	5	0	6	7	6	7	0	0	1	1	7	4	3	3	3	3	3	0	7	0	0	0	7	6	3	4	1	6	2	123
計	97	97	49	0	39	49	4	21	2	29	7	7	7	7	8	21	21	39	41	43	10	45	44	44	68	4	4	7	7	60	18	15	15	15	15	15	10	56	10	10	10	49	31	15	18	40	55	33	1,311

[注:1] N-Hex<SP>の4検体は、動植物油脂類及び鉱油類とに分離測定するものとする。

N-Hex<SP>（分離測定）は、圧送ポンプ場について、第2回・第5回・第8回・第11回の各1検体とする。

[注:2] 有機塩素化合物及び追加項目についての略記号は下記を参考とする。略記号については、資料－3を参照のこと。

TCE：トリクロロエチレン，PCE：テトラクロロエチレン，DCM：ジクロロメタン，TC：四塩化炭素，12DC：1.2-ジクロロエタン，

11DC：1.1-ジクロロエチレン，SDM：シス-1.2-ジクロロエチレン，MC：1.1.1-トリクロロエタン，MCE：1.1.2-トリクロロエタン，

DCP：1.3-ジクロロプロペン，DEO：1,4-ジオキサン，TU：チウラム，SM：シマジン，TB：チオベンカルブ，Bz：ベンゼン，

Se：セレン及びその化合物，T-N：窒素含有量（全窒素），T-P：燐含有量（全燐），FA：ホルムアルデヒド，B：ホウ素及びその化合物，

F：フッ素及びその化合物，NH：アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量

Chf：クロロホルム，Xyl：キシレン，

Aグループ：	TCE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,Bz		
検査箇所数：	66	検査項目総数：	282

Cグループ：	Chf,Xyl		
検査箇所数：	57	検査項目総数：	88

資料－4　　(3)

排水水質検査実施計画（平成25年度）

瀬底団地＜瀬底研究施設＞

検査項目数

回	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	計
1																																																
2																																																
3																																																
4	2	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1	1	1	2	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1	2	0	25
5																																																
6																																																
7																																																
8	2	2	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	2	2	2	1	2	2	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	69
9																																																
10																																																
11																																																
12	2	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1	1	1	2	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1	2	0	25
計	6	6	0	3	1	1	0	1	3	1	1	1	1	1	1	0	0	6	4	4	3	4	4	4	6	1	1	1	6	2	2	6	2	2	2	2	2	2	6	1	1	1	6	2	2	2	4	6	2	119

[注:1] N-Hex<SP>:動植物油脂類及び鉱油類とに分離測定するもの。

[注:2] 有機塩素化合物及び追加項目についての略記号は下記を参考とする。略記号については、資料－3を参照のこと。

TCE:トリクロロエチレン，PCE:テトラクロロエチレン，DCM:ジクロロメタン，TC:四塩化炭素，12DC:1.2-ジクロロエタン，

11DC:1.1-ジクロロエチレン，SDM:シス-1.2-ジクロロエチレン，MC:1.1.1-トリクロロエタン，MCE:1.1.2-トリクロロエタン，

DCP:1.3-ジクロロプロペン，TU:チウラム，SM:シマジン，TB:チオベンカルブ，Bz:ベンゼン，Se:セレン及びその化合物，

T-N:窒素含有量（全窒素），T-P:燐含有量（全燐），FA:ホルムアルデヒド，B:ホウ素及びその化合物，

F:フッ素及びその化合物，NH:アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量

Chf:クロロホルム，Xyl:キシレン

Aグループ:	TCE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,Bz		
検査箇所数:	6	検査項目総数:	34

Cグループ:	Chf,Xyl		
検査箇所数:	6	検査項目総数:	8

資料－4　　(4)

排水水質検査実施計画（平成25年度）

西表団地＜西表研究施設＞

検査項目数

回	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	計
1																																																	
2																																																	
3																																																	
4																																																	
5																																																	
6	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	43
7																																																	
8																																																	
9																																																	
10																																																	
11																																																	
12																																																	
計	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	43

[注:1] N-Hex<SP>:動植物油脂類及び鉱油類とに分離測定するもの。

[注:2] 有機塩素化合物及び追加項目についての略記号は下記を参考とする。略記号については、資料－3を参照のこと。

TCE:トリクロロエチレン, PCE:テトラクロロエチレン, DCM:ジクロロメタン, TC:四塩化炭素, 12DC:1.2-ジクロロエタン,

11DC:1.1-ジクロロエチレン, SDM:シス-1.2-ジクロロエチレン, MC:1.1.1-トリクロロエタン, MCE:1.1.2-トリクロロエタン,

DCP:1.3-ジクロロプロペン, TU:チウラム, SM:シマジン, TB:チオベンカルブ, Bz:ベンゼン, Se:セレン及びその化合物,

T-N:窒素含有量(全窒素), T-P:燐含有量(全燐), FA:ホルムアルデヒド, B:ホウ素及びその化合物,

F:フッ素及びその化合物, NH:アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量

Chf:クロロホルム, Xyl:キシレン

Aグループ:	TCE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,Bz		
検査箇所数:	1	検査項目総数:	12

Cグループ:	Chf,Xyl		
検査箇所数:	1	検査項目総数:	1

資料－5（1）（#01/12）

排水水質検査実施計画（平成25年度）

（西原団地）

第１回 採水場所と検査項目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex<SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	圧送ポンプ場	※	※	※		※	※		※											※	※		※	※	※	※					※											※	※			※	※	※	18
2	千　原　池	※	※	※		※	※		※								※	※																			※		※	※	※					※			13
3	河　川（A）	※	※	※		※	※										※	※																												※			8
4	河　川（B）	※	※	※		※	※										※	※																												※			8
5	河　川（C）	※	※	※		※	※										※	※																												※			8
6	河　川（D）	※	※	※		※	※										※	※																												※			8
7	河　川（E）	※	※	※		※	※										※	※																												※			8
8	医学部排水処理施設	※	※	※		※	※				※								※	※	※		※	※	※	※					※							※								※	※	※	18
項目小計		8	8	8	0	8	8	0	2	0	1	0	0	0	0	0	6	6	1	2	2	0	2	2	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	8	2	2	89

項目数合計：	89

Aグループ：	CE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,B		
検査箇所数：	3	検査項目数：	5

Cグループ：	Chf,Xyl		
検査箇所数：	2	検査項目数：	4

資料－5（1）　（#02/12）

排水水質検査実施計画（平成25年度）

（西原団地）

第2回 採水場所と検査項目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	圧送ポンプ場	※	※	※		※		※	※		※	※	※	※	※	※			※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	**43**
2	工学部（二号館）	※	※																				※			※																									**4**
3	工学部（四号館）	※	※																	※	※		※	※	※	※			※	※	※	※							※				※		※	※				**16**
4	工学部附属施設（モニター槽）	※	※				※																			※																								**4**
5	極低温センター	※	※				※																		※	※												※												**6**
6	分子生命科学研究施設（2）	※	※								※								※							※					※							※				※					※			**9**
7	亜熱帯島嶼科学拠点研究棟	※	※																※	※	※		※	※	※	※					※							※				※					※	※		**14**
項目小計		**7**	**7**	**1**	**0**	**1**	**2**	**1**	**1**	**0**	**2**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**0**	**0**	**3**	**3**	**3**	**1**	**4**	**3**	**4**	**7**	**1**	**1**	**2**	**2**	**4**	**2**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**5**	**1**	**1**	**1**	**4**	**1**	**2**	**2**	**1**	**3**	**2**	**96**

項目数合計：	96

Aグループ：	CE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,B			
検査箇所数：	5		検査項目数：	25

Cグループ：	Chf,Xyl			
検査箇所数：	3		検査項目数：	5

資料－5（1）（#03/12）

排水水質検査実施計画（平成25年度）

（西原団地）

第3回 採水場所と検査項目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	圧送ポンプ場	※	※	※		※	※		※		※								※	※	※		※	※	※	※					※							※				※	※			※	※	※	21
2	千　原　池	※	※	※		※	※		※	※	※					※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※					※						※		※	※	※					※			25
3	中央食堂（2）	※	※	※			※																																									4
4	北　食　堂	※	※	※			※																																									4
5	教育学部	※	※																						※					※							※				※					※		7
6	共通教育棟（一号館）	※	※																	※	※		※	※	※	※					※						※				※	※				※		13
7	共通教育棟（四号館）	※	※																				※	※		※					※						※				※	※				※		10
8	理　学　部	※	※																※	※	※		※	※	※	※					※						※				※	※		※		※		15
9	理系複合棟	※	※																※	※	※		※	※	※	※					※						※				※	※				※	※	15
10	農　学　部	※	※																※	※	※		※	※	※	※					※						※				※					※		13
11	がじゅまる会館	※	※	※			※																																									4
12	附属病院（４）	※	※	※			※																																									4
13	医学部排水処理施設	※	※	※		※	※		※		※	※	※	※	※	※			※	※	※	※	※	※	※	※					※	※	※	※	※	※	※	※				※	※	※	※	※	※	※	35
	項目小計	13	13	7	0	3	7	0	3	1	3	1	1	1	1	2	1	1	6	7	7	2	8	8	7	9	0	0	0	0	9	1	1	1	1	1	1	1	8	1	1	1	8	6	1	2	3	8	3	170

項目数合計： 170

Aグループ：	CE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,B			
検査箇所数：	9		検査項目数：	32

Cグループ：	Chf,Xyl		
検査箇所数：	8	検査項目数：	11

資料－5（1）（#04/12）

排水水質検査実施計画（平成25年度）

（西原団地）

第4回 採水場所と検査項目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	圧送ポンプ場	※	※	※		※	※		※											※	※		※	※	※	※					※											※	※	※				※	※	※	18
2	保健学科棟	※	※																※							※					※							※											※		7
3	基礎研究棟	※	※																※							※					※							※								※			※	※	9
4	臨床研究棟	※	※																※							※					※							※								※			※	※	9
5	第2基礎研究棟	※	※																※							※					※							※								※			※	※	9
6	附属病院（2）	※	※								※								※		※					※																							※	7
項目小計		6	6	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	1	2	0	1	1	1	6	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	1	0	0	1	5	5	59

項目数合計：	59

Aグループ：	TCE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,B			
検査箇所数：	5		検査項目数：	13

Cグループ：	Chf,Xyl		
検査箇所数：	6	検査項目数：	10

資料－5（1）（#05/12）

排水水質検査実施計画（平成25年度）

（西原団地）

第5回 採水場所と検査項目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex〈SP〉	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	圧送ポンプ場	※	※	※		※		※	※		※	※	※	※	※	※			※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	**43**
2	千　原　池	※	※	※		※	※		※								※	※																		※		※	※	※				※			※			**13**
3	河　川（A）	※	※	※		※	※										※	※																										※			**8**
4	河　川（B）	※	※	※		※	※										※	※																										※			**8**
5	河　川（C）	※	※	※		※	※										※	※																										※			**8**
6	河　川（D）	※	※	※		※	※										※	※																										※			**8**
7	河　川（E）	※	※	※		※	※										※	※																										※			**8**
8	分子生命科学研究施設（1）	※	※								※															※					※							※								※		**7**
9	分子生命科学研究施設（2）	※	※								※								※							※					※							※								※		**8**
10	医学部排水処理施設	※	※	※		※	※				※								※	※	※		※	※	※	※					※							※							※	※	※	**18**
項目小計		**10**	**10**	**8**	**0**	**8**	**7**	**1**	**2**	**0**	**4**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**6**	**6**	**3**	**2**	**2**	**1**	**2**	**2**	**2**	**4**	**1**	**1**	**1**	**1**	**4**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**2**	**4**	**2**	**2**	**2**	**1**	**1**	**1**	**1**	**8**	**4**	**2**	**129**

項目数合計： 129

Aグループ：	TCE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,B			
検査箇所数：	5		検査項目数：	19

Cグループ：	Chf,Xyl		
検査箇所数：	4	検査項目数：	6

資料－5（1）（#06/12）

排水水質検査実施計画（平成25年度）

（西原団地）

第6回 採水場所と検査項目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	圧送ポンプ場	※	※	※		※	※		※		※								※	※	※		※	※	※	※					※							※				※	※			※	※	※	21
2	理　学　部	※	※																	※	※		※	※	※	※					※	※	※	※	※	※	※	※				※	※	※	※		※		21
3	理系複合棟	※	※																	※	※		※	※	※	※					※	※	※	※	※	※	※	※				※	※				※	※	20
4	農　学　部	※	※																	※	※		※	※	※	※					※	※	※	※	※	※	※	※				※					※		18
5	亜熱帯島嶼科学拠点研究棟	※	※																※	※	※	※	※	※	※	※					※											※	※	※	※	※	※	※	18
項目小計		5	5	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	5	5	1	5	5	5	5	0	0	0	0	5	3	3	3	3	3	3	0	4	0	0	0	5	4	2	2	2	5	3	98

項目数合計：	98

Aグループ：	CE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,B			
検査箇所数：	5		検査項目数：	32

Cグループ：	Chf,Xyl		
検査箇所数：	5	検査項目数：	8

資料－5（1）（#07/12）

排水水質検査実施計画（平成25年度）

（西原団地）

第7回 採水場所と検査項目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex〈SP〉	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	圧送ポンプ場	※	※	※		※	※		※											※	※		※	※	※	※					※											※	※			※	※	※	18
2	千　原　池	※	※	※		※	※		※								※	※																		※		※	※	※				※			※		13
3	中央食堂（2）	※	※	※			※																																									4
4	北　食　堂	※	※	※			※																																									4
5	共通教育棟（一号館）	※	※								※									※	※		※	※	※	※					※	※	※	※	※	※	※		※				※	※	※	※		※		22
6	共通教育棟（四号館）	※	※								※									※	※		※	※	※	※					※	※	※	※	※	※	※		※				※	※				※		20
7	工 学 部（四号館）	※	※																	※	※		※	※	※	※					※	※	※	※					※				※		※	※				16
8	医学部排水処理施設	※	※	※		※	※		※		※	※	※	※	※	※			※	※	※	※	※	※	※	※					※	※	※	※	※	※	※		※				※	※	※	※	※	※	※	35
項目小計		8	8	5	0	3	5	0	3	0	3	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5	1	5	5	5	5	0	0	1	1	5	4	3	3	3	3	3	1	4	1	1	1	5	4	3	3	3	4	2	132

項目数合計：	132

Aグループ：	TCE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,B			
検査箇所数：	6		検査項目数：	36

Cグループ：	Chf,Xyl		
検査箇所数：	4	検査項目数：	6

資料－5（1）（#08/12）

排水水質検査実施計画（平成25年度）

（西原団地）

第8回 採水場所と検査項目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	圧送ポンプ場	※	※	※		※		※	※		※	※	※	※	※	※			※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	**43**
2	工 学 部（二号館）	※	※																				※			※																									**4**
3	工学部附属施設（モニター槽）	※	※				※																			※																									**4**
4	分子生命科学研究施設（2）	※	※								※								※							※					※							※				※				※		※			**9**
5	がじゅまる会館	※	※	※			※																																											**4**
6	附属病院（４）	※	※	※			※																																											**4**
7	亜熱帯島嶼科学拠点研究棟	※	※																※	※	※		※	※	※	※					※							※				※				※	※	※			**14**
項目小計		**7**	**7**	**3**	**0**	**1**	**3**	**1**	**1**	**0**	**2**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**0**	**0**	**3**	**2**	**2**	**1**	**3**	**2**	**2**	**5**	**1**	**1**	**1**	**1**	**3**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**3**	**1**	**1**	**1**	**3**	**1**	**1**	**1**	**1**	**3**	**2**	**82**

項目数合計：	82

Aグループ：	TCE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,B				
検査箇所数：	3		検査項目数：	18	

Cグループ：	Chf,Xyl				
検査箇所数：	3		検査項目数：	5	

資 料 －5 (1)　　(#09/12)

排 水 水 質 検 査 実 施 計 画 （平成25年度）

（西原団地）

第９回 採 水 場 所 と 検 査 項 目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	圧送ポンプ場	※	※	※		※	※		※		※								※	※	※		※	※	※	※					※							※				※	※			※	※	※	21
2	千　原　池	※	※	※		※	※		※	※	※						※	※	※	※	※	※	※	※	※	※					※						※	※	※	※	※	※					※			25
3	河　川（A）	※	※	※		※	※										※	※																												※			8
4	河　川（B）	※	※	※		※	※										※	※																												※			8
5	河　川（C）	※	※	※		※	※										※	※																												※			8
6	河　川（D）	※	※	※		※	※										※	※																												※			8
7	河　川（E）	※	※	※		※	※										※	※																												※			8
8	理　学　部	※	※																※	※	※		※	※	※	※					※							※				※	※		※		※		15
9	理系複合棟	※	※																※	※	※		※	※	※	※					※							※				※	※				※	※	15
10	農　学　部	※	※																※	※	※		※	※	※	※					※							※				※					※		13
11	医学部排水処理施設	※	※	※		※	※				※								※	※	※		※	※	※	※					※							※								※	※	※	18
項目小計		11	11	8	0	8	8	0	2	1	3	0	0	0	0	0	6	6	6	6	6	1	6	6	6	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1	6	1	1	1	4	3	0	1	8	5	3	147

項目数合計： 147

Aグループ：	CE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,B			
検査箇所数：	6		検査項目数：	17

Cグループ：	Chf,Xyl		
検査箇所数：	5	検査項目数：	8

資料－5（1）　（#10/12）

排水水質検査実施計画（平成25年度）

（西原団地）

第10回 採水場所と検査項目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	圧送ポンプ場	※	※	※		※	※		※											※	※		※	※	※	※					※											※	※			※	※	※	18
2	教育学部	※	※																							※					※							※					※					※		7
3	極低温センター	※	※				※																		※	※												※												6
4	附属病院（2）	※	※								※								※		※					※																							※	7
	項目小計	4	4	1	0	1	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	1	2	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1	0	0	1	2	2	38

項目数合計：	38

Aグループ：	CE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,B			
検査箇所数：	3		検査項目数：	6

Cグループ：	Chf,Xyl			
検査箇所数：	3		検査項目数：	4

資料－5（1）（#11/12）

排水水質検査実施計画（平成25年度）

（西原団地）

第11回 採水場所と検査項目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex〈SP〉	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	圧送ポンプ場	※	※	※		※		※	※		※	※	※	※	※	※			※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	**43**
2	千原池	※	※	※		※	※		※								※	※																			※		※	※	※					※			**13**
3	中央食堂（2）	※	※	※			※																																								**4**
4	北食堂	※	※	※			※																																								**4**
5	分子生命科学研究センター（1）	※	※								※															※					※							※								※		**7**
6	分子生命科学研究センター（2）	※	※								※								※							※					※							※								※		**8**
7	保健学科棟	※	※																※							※					※							※								※		**7**
8	基礎研究棟	※	※																※							※					※							※				※				※	※	**9**
9	臨床研究棟	※	※																※							※					※							※				※				※	※	**9**
10	第2基礎研究棟	※	※																※							※					※							※				※				※	※	**9**
11	医学部排水処理施設	※	※	※		※	※		※		※	※	※	※	※	※			※	※	※	※	※	※	※	※					※	※	※	※	※	※	※	※				※	※	※	※	※	※	※	**35**
	項目小計	**11**	**11**	**5**	**0**	**3**	**4**	**1**	**3**	**0**	**4**	**2**	**2**	**2**	**2**	**2**	**1**	**1**	**7**	**2**	**2**	**2**	**2**	**2**	**2**	**8**	**1**	**1**	**1**	**1**	**8**	**2**	**2**	**2**	**2**	**2**	**2**	**8**	**2**	**2**	**2**	**5**	**2**	**2**	**2**	**3**	**8**	**5**	**148**

項目数合計： 148

Aグループ：	TCE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,B			
検査箇所数：	9		検査項目数：	37

Cグループ：	Chf,Xyl		
検査箇所数：	8	検査項目数：	13

資料－5（1）（#12/12）

排水水質検査実施計画（平成25年度）

（西原団地）

第12回 採水場所と検査項目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	圧送ポンプ場	※	※	※		※	※		※		※								※	※	※		※	※	※	※					※							※				※	※			※	※	※	21
2	共通教育棟（一号館）	※	※																	※	※		※	※	※	※					※							※				※	※				※		13
3	共通教育棟（四号館）	※	※																				※	※		※					※							※				※	※				※		10
4	理　学　部	※	※								※									※	※		※	※	※	※					※	※	※	※	※	※	※	※				※	※	※	※		※		22
5	理系複合棟	※	※								※									※	※		※	※	※	※					※	※	※	※	※	※	※	※				※	※	※	※		※	※	23
6	工学部（四号館）	※	※																					※	※	※			※	※	※	※							※				※			※				12
7	農　学　部	※	※								※									※	※		※	※	※	※					※	※	※	※	※	※	※	※				※	※	※	※		※		22
項目小計		7	7	1	0	1	1	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	5	5	0	6	7	6	7	0	0	1	1	7	4	3	3	3	3	3	0	7	0	0	0	7	6	3	4	1	6	2	123

項目数合計：	123

Aグループ：	CE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,B			
検査箇所数：	7		検査項目数：	42

Cグループ：	Chf,Xyl			
検査箇所数：	6		検査項目数：	8

資 料 －5　　(2) 1/3

排 水 水 質 検 査 実 施 計 画　（平成25年度）

（瀬底団地）

第4回　瀬底研究施設検査項目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	熱帯生物圏研究センター（瀬底研究施設 (1)）	※	※																※							※					※							※				※					※		8
2	熱帯生物圏研究センター（瀬底研究施設 (2)）	※	※		※					※									※	※	※	※	※	※	※	※					※							※				※				※	※		17
	項目小計	2	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1	1	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1	2	0	25

項目数合計：	25

Aグループ：	TCE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,Bz		
検査箇所数：	2	検査項目数：	6

Cグループ：	Chf,Xyl		
検査箇所数：	2	検査項目数：	2

資 料 －5　　(2) 2/3

排 水 水 質 検 査 実 施 計 画　（平成25年度）

（瀬底団地）

第8回　瀬底研究施設検査項目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	熱帯生物圏研究センター（瀬底研究施設 (1)）	※	※																※	※	※		※	※	※	※					※	※	※	※	※	※	※	※				※	※	※	※	※	※	※	25
2	熱帯生物圏研究センター（瀬底研究施設 (2)）	※	※		※	※	※		※	※	※	※	※	※	※	※			※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	44
	項目小計	2	2	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	2	2	2	1	2	2	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	69

項目数合計：	69

Aグループ：	TCE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,Bz		
検査箇所数：	2	検査項目数：	22

Cグループ：	Chf,Xyl		
検査箇所数：	2	検査項目数：	4

資 料 －5　　(2) 3/3

排 水 水 質 検 査 実 施 計 画　（平成25年度）

（瀬底団地）

第12回　瀬底研究施設検査項目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	熱帯生物圏研究センター（瀬底研究施設 (1)）	※	※																※							※					※							※				※					※		8
2	熱帯生物圏研究センター（瀬底研究施設 (2)）	※	※		※					※									※	※	※	※	※	※	※	※					※							※				※				※	※		17
	項目小計	2	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1	1	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1	2	0	25

項目数合計：	25

Aグループ：	TCE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,Bz		
検査箇所数：	2	検査項目数：	6

Cグループ：	Chf,Xyl		
検査箇所数：	2	検査項目数：	2

資 料 －5　(3)

排 水 水 質 検 査 実 施 計 画 （平成25年度）

（西表団地）

第6回 西表研究施設検査項目

	採水場所＼項目	℃	pH	BOD	COD	SS	N-Hex	N-Hex <SP>	I2	CB	Phe	Cu	Zn	s-Fe	s-Mn	T-Cr	T-N	T-P	FA	Cd	CN	O-P	Pb	Cr6	As	T-Hg	R-Hg	PCB	TCE	PCE	DCM	TC	12DC	11DC	SDM	MC	MCE	DCP	DEO	TU	SM	TB	Bz	Se	B	F	NH	Chf	Xyl	項目小計
1	熱帯生物圏研究センター（西表研究施設）	※	※		※	※	※		※	※	※	※	※	※	※	※			※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		43
項目小計		1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	43

項目数合計：	43

Aグループ：	TCE,PCE,DCM,TC,12DC,11DC,SDM,MC,MCE,DCP,DEO,Bz				
検査箇所数：	1		検査項目数：	12	

Cグループ：	Chf,Xyl				
検査箇所数：	1		検査項目数：	1	